第三章　独立行政法人情報処理推進機構の業務

（公表の方法）

第四十二条　法第四十三条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

（委任規定）

第四十三条　前条に定めるもののほか、公表の方法及び手続に必要な事項については、経済産業大臣の定めるところによる。

別表（第三十七条関係）

試験の区分	試験の科目	試験の対象となる知識及び技能
ITストラテジスト試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの開発及び情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発及び情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画に関する専門的能力	情報処理システムの開発及び情報処理システムを用いる業務その他の活動の一体的な企画に必要な専門的知識及び技能
システムアーキテクト試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に関する専門的能力	情報処理システムの開発に係る企画及び情報処理システムの設計に必要な専門的知識及び技能
プロジェクトマネージャ試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に関する専門的知識 三　情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に関する専門的能力	情報処理システムの開発に係るプロジェクト管理に必要な専門的知識及び技能
ネットワークスペシャリスト試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　ネットワークシステムの開発及び管理に関する専門的知識 三　ネットワークシステムの開発及び管理に関する専門的能力	ネットワークシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能
データベーススペシャリスト試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　データベースシステムの開発及び管理に関する専門的知識 三　データベースシステムの開発及び管理に関する専門的能力	データベースシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能

エンベデッドシステムスペシャリスト試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　エンベデッドシステムの開発に関する専門的知識 三　エンベデッドシステムの開発に関する専門的能力	エンベデッドシステムの開発及び管理に必要な専門的知識及び技能
ITサービスマネージャ試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの管理に関する専門的知識 三　情報処理システムの管理に関する専門的能力	情報処理システムの管理に必要な専門的知識及び技能
システム監査技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの監査に関する専門的知識 三　情報処理システムの監査に関する専門的能力	情報処理システムの監査に必要な専門的知識及び技能
応用情報技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識 二　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識 三　情報処理システムの開発及び活用に関する専門的能力	情報処理システムの開発及び活用に必要な専門的知識及び技能
基本情報技術者試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識 二　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎知識 三　情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基礎能力	情報処理システムの開発及び活用に必要な共通的基礎知識及び基礎技能
情報セキュリティマネジメント試験	一　情報処理システムに係る業務に関する共通的基礎知識 二　情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基礎知識 三　情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基礎能力	情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に必要な共通的基礎知識及び基礎技能
ITパスポート試験	一　情報処理システムに関する共通的基礎知識	情報処理システムに関する共通的基礎知識